

四日市市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者、子育て当事者に係る施策の推進に資するため、四日市市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 会議は、四日市市子ども計画策定に関する事項、四日市市子ども・子育て支援事業計画の変更又は実施状況及び推進に関する事項、並びに子ども・若者、子育て当事者への支援に関し必要な事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、こどもの保護者、事業主を代表する者、子ども・若者、子育て当事者への支援に関する事業に従事する者、子ども・若者、子育て当事者への支援に関し学識経験のある者その他子どもまんなか社会を実現するために市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の属する年度の翌年度までとする。ただし、再任することを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員を追加する場合における任期は、現任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席等の方法により、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議の決議により、非公開とすることができる。

2 前項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。